

平成 30 年度 認定補聴器技能者資格

再取得申請手続きのご案内

公益財団法人テクノエイド協会

提出期限：平成 30 年 11 月 30 日（金）

① 郵送の場合

平成 30 年 11 月 30 日（金）消印有効

② 持参の場合

平成 30 年 11 月 30 日（金）17 時まで

**ただし、土日祝日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時が受付時間です。
この時間以外は受け付けません。**

③ オンラインの場合

平成 30 年 11 月 30 日（金）24 時まで

申請書類提出先

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階

■ 資格喪失後の再取得方法について

認定補聴器技能者喪失後の資格再取得方法は、認定補聴器技能者養成要綱（以下「養成要綱」という。）第四十条第 1 項の規定が適用されるか否かにより方法が異なります。

また、資格の登録更新申請には、更新要件の充足（第三十七条第 1 項）が必要となります。

認定補聴器技能者養成要綱 抜粋

（資格喪失後の更新登録申請）

第四十条 止むを得ない事由により第三十七条第 1 項の登録更新申請を行うことができず、前条の規定により認定補聴器技能者の資格を喪失した者は、その喪失した日の属する年度から 5 年後までの期間に限り、その止むを得ない事由を証明することができる書類を添付して、第三十七条第 1 項の登録更新申請を行うことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づいて提出されたその止むを得ない事由を証明する書類について、養成部会の審査を求め、養成部会のその事由を容認するべきものとする認定に基づき、当該登録更新申請書を受理するものとする。

① 止むを得ない事由[※]により登録更新申請を行うことができず、認定補聴器技能者の資格を失った場合

資格喪失後 5 年間に限り、前回の登録更新を止むを得ず行えなかったことを証明する書類を提出（第四十条第 1 項）し、補聴器技能者養成部会審査で資格喪失の止むを得ない事由[※]が認められれば（第四十条第 2 項）、引き続き通常の登録更新申請と同様に、登録更新認定の可否についての審議が行われます。（第三十八条第 1 項）

※ 「止むを得ない事由」

「止むを得ない事由」の例としては、「入院」、「離職」、「業務上の都合」などの事由により認定補聴器技能者に対する講習が受講できなかったことなどがあげられる。

② 認定補聴器技能者認定試験を再受験しなければならない場合

前記①に該当する者（要綱第四十条が適用される者）以外の認定補聴器技能者資格の喪失者が資格を再取得するには、改めて認定補聴器技能者認定試験を受験し合格しなければなりません。

ただし、認定試験の受験資格については、要綱第三条第 1 項において、第 I 期から第 IV 期までの養成課程を修了しなければならないと定められていますが、認定補聴器技能者資格の喪失者はすでに受験資格を取得しているため、要綱第三条第 1 項の規定に関わらず、認定試験の受験を申請することができます。

■ 資格再取得手続きの流れ

- ① マイページより資格再取得申請書一式すべてダウンロードし、申請書及び写真を準備
↓
- ② 資格再取得費用の振込（振込額 14,500 円）
マイページより、コンビニ支払い、カード支払い、Pay-easy、銀行振込のいずれかを選択
↓
- ③ 資格再取得申請書及び写真の提出（**提出期限平成 30 年 11 月 30 日（金）**）
（認定補聴器技能者資格再取得申請書（様式 1 号）はマイページから申請した場合でも、**補聴器相談医の署名があるので原本も郵送**でお送りください。）

* 提出された申請書（資格喪失事由書含）の審査後、審査結果通知及び認定証書・ID カードを発行します。
（平成 31 年 3 月下旬を予定）

■ 提出書類（提出期限 平成 30 年 11 月 30 日（金））

- ① 認定補聴器技能者資格再取得申請書、業務経歴書、フィッティングケース記録一式
- ② パスポートサイズの証明写真または写真データ
6 ヶ月以内脱帽正面で撮影したものとしてください。証明写真は写真貼付台紙に貼り付け、写真の大きさはいずれも、**タテ 45mm×ヨコ 35mm** とします。
- ③ 資格喪失事由書

提出方法は、**マイページからデータとして提出**するか、**郵送するか選択**し、**いずれかの方法で提出期限までに提出**してください。

提出期限：平成 30 年 11 月 30 日（金）

■ 資格再取得料

- ① 資格再取得料 **14,500 円**

資格再取得料 内訳

資格再取得審査料	3,000 円
ID カード発行料	1,500 円
登録管理料(年間 2,000 円×5 年間分)	10,000 円
計	14,500 円

- ② 資格再取得料振込

マイページよりコンビニ支払い、カード支払い、Pay-easy、銀行振込のいずれかを選択してお振込みください。なお、**振込手数料は申請者負担**となります。

■ 資格再取得申請書の記入について

資格再取得のため、各事項が適切に記入されているか提出された申請書類を審査しますので、下記の注意点を確認のうえ申請書を作成してください。**黒色ボールペン・万年筆等を使用し、鉛筆・シャープペンシル・記入した文字を消せるタイプのペンなどは使用しないでください。**なお、**誤りがあった場合には修正テープ・修正液を使わずに、二重線で訂正印を押してください。**ワードデータでの提出も可能となっています。ワードに必要事項をパソコン上で入力したデータの提出も可としますが、記載様式を変更しないでください。

(様式 1) 認定補聴器技能者資格再取得申請書の記入について

* 「勤務先」

現在所属している事業所の名称を記入してください。

* 「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医の証明」

技能者資格再取得には、日本耳鼻咽喉科学会認定の「補聴器相談医」(以下「相談医」という。)の証明が必要になり、相談医の署名・捺印がない場合、原則として申請書は受理いたしません。

相談医の所在については、日本耳鼻咽喉科学会のホームページにて、都道府県別に氏名及び所属している医療機関が公開されていますので参考にしてください。

また、相談医の署名・捺印があっても、技能者の勤務地と相談医の所属先が遠方の場合(通常の手続きで 90 分以上かかる場合)は原則として連携している相談医として認められません。

ただし、通常の手続きで 90 分以内(地域によっては 120 分程度以内でも可)の範囲に相談医が不在の場合は、日本耳鼻咽喉科学会が認定する耳鼻咽喉科専門医(以下「専門医」という。)の証明でも可としますが、所定の範囲内に相談医がいるにも関わらず、専門医が署名・捺印する場合は、次回更新時までに相談医との連携を取り次ぐことを前提に、相談医の証明が取れない理由書(様式任意)を併せて提出してください。

理由書の妥当性を外部有識者会議で議論し登録更新の適否が判断されます。

(様式 2) 業務経歴書の記入について

* 本様式の証明については、現在勤務している事業所(販売店)の事業主(店長)の署名・捺印で構いません。

* 業務は「小売」「卸売り」「メンテナンス」等の種別、「専業」か「兼業」かの別を記入してください。

* 平成 26 年 4 月 1 日から現在までの業務経歴を記入してください。

* 休職等で就業しない期間がある場合は、その旨記入してください。

* 販売店や業務に変更があった場合は、それぞれ個別に記入してください。

(記入例)

就業期間	業務内容
平成 26 年 4 月 ～平成 27 年 3 月	テクノ商事において医療機器の販売と共に補聴器の販売（卸売りを含む）業務に従事。
平成 27 年 4 月 ～現在	テクノ商事が補聴器小売り専門のため開設した M E 補聴器センターの専任となり、補聴器小売りとメンテナンス業務を行い、現在に至る。

(様式 3) 補聴器フィッティングケース記録の記入について

- * 来店年月日、顧客管理番号、装用耳、器種名等の記入漏れや不明瞭な項目がないか確認するとともに、**個人情報**を必ず保護してください。
- * 顧客管理番号は勤務先の記録簿に記載されている整理番号等を記入してください。
- * **ケース記録 1 については、医療機関から紹介または自店舗で測定したデータのどちらかを記入し、ケース記録 2 は自店舗で測定した症例を記入してください。**
- * フィッティングのケース記録は**平成 26 年 4 月以降に新規で**担当したケース記録から **3 回目まで対応した事例を 2 例**選び記入してください。

■ 審査のポイント

ケース記録については、下記の点について重点的に審査を行います。

① 禁忌 8 項目

禁忌 8 項目に該当していないか、また、該当している場合は顧客への対応が適切であるか、その旨が記入されているか。

② 個人情報保護

提出するフィッティングケース記録の**個人情報**が適切に保護されているか。

③ オーディオグラム

気導、骨導、マスキング（マスキングレベルも含む）の記録が適切に記入されているか。

④ 語音弁別測定（気導受話器）

裸耳の語音弁別測定にて最高明瞭度の測定ができているか、左右ともに 2 表以上を記入されているか。スピーチオーディオグラム（受話器）にも結果を記載すること。

⑤ フィッティング記録

ユーザーの主訴が記入されているか。

初回フィッティングから 1～3 回目の「主訴」「処置」「総合評価」が要領よく簡潔に記入されているか。

※必ず 3 回分の記録を記入すること。また、客観評価に「良好」や「メンテナンスのため測定せず」等は不可とする。

⑥ 補聴効果の記録

測定日、測定単位、測定耳、非測定耳の遮蔽方法、音場における語音明瞭度測定の校正値について記入されているか。

3 回目のフィッティングにおける補聴効果の記録（装用閾値、スピーチオーディオグラム）が記入されているか。左右差のある両耳装用の症例に関しては、左右別々の補聴効果の記録を記入すること。

⑦ 補聴器特性表（実測の結果は原本でなくコピーでも可）

調整後の 50 又は 60、70、80、90dB 入力時の周波数特性表が貼付されているか。

測定時に必要な条件等が記入されているか。調整状態を示すパラメーターは、パソコン画面上の数値の貼り付けでも可とする。（例、利得、最大出力、機能設定等）

聴力レベルや装用閾値の結果から妥当な周波数特性表が確認できるか。

■ 資格喪失事由書の記入について

* 事由は、「認定補聴器技能者に対する講習会」に参加できなかった理由を簡潔に記入してください。

* 止むを得ない事由を証明する書類（例：診断書等）がある場合は、申請書と併せて提出してください。

■ 写真

資格再取得にあたり新しい ID カードを発行しますので、下記の点に注意して写真または写真データを提出してください。

* **写真をデータで提出する場合は、マイページから提出方法で「ファイル」を選択し、写真データを添付**して提出してください。

* **写真を郵送で提出する場合は、パスポートサイズ（タテ 45mm×ヨコ 35mm）の証明写真を用意し、写真の裏面に ID 及び氏名を記載**し、写真貼付台紙に両面テープで貼り付けて提出してください。裏面に記載する場合には、ペン等で強く記入すると、写真の表面ににじみや凹凸が出てしまう場合がありますので注意してください。

* なお、写真を貼り付ける台紙には①ID 番号、②氏名を必ず記入してください。

* 提出された写真、または、写真データはそのまま ID カードに印刷されますので、**スナック写真や不鮮明な写真は使用しない**てください。写真画像が荒い場合や背景が目立ちすぎる場合には写真の再提出をお願いする場合があります。